１　公募開始日

　　平成３０年８月６日

２　業務内容

（１）　業務名

　　　　岩手県立軽米病院給食業務委託

（２）　業務内容

　　　　委託導入から運営までの一連の業務（詳細は参加説明書による。）

（３）　導入期限

　　　　平成３１年３月３１日

３　参加資格要件に関する事項

（１）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）　この公示の日から審査完了の日までの間に、岩手県から指名停止の措置を受けていない者であること。

（３）　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（４）　一般財団法人医療関連サービス振興会が認定する「患者給食業務」に係る医療関連サービスマークを有している、もしくは、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第９条の10で定める基準に適合すると認められる者であること。

（５）　給食業務委託において、平成２７年４月１日以降に、日本国内における病院（医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院をいう。）において、業務範囲として献立作成、食材調達、調理、配送・下膳・食器洗浄までを一括して１年以上継続して運営した実績を有する者。

（６）　別添「岩手県立軽米病院給食業務委託要求仕様書」を充たす業務が遂行可能であること。

（７）　役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。なお、上記の該当の有無を確認するため、警察本部に照会する場合があること。

４　技術提案書を特定するための基準

（１）　経営状況の健全性

（２）　関連業務の実績

（３）　提案内容の具体性及び信頼性

（４）　課題に対する提案能力

（５）　従事者に対する教育・指導体制

（６）　導入・運営経費

（７）　その他審査委員会が必要と認める事項

５　担当部局

〒028-6193　岩手県二戸市堀野字大川原毛３８番地２

　　岩手県立二戸病院総務課管財係

　　電話番号　0195-23-2191　FAX　0195-23-2834

６　参加説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

（１）　交付期間

　　　　平成３０年８月６日から平成３０年８月２４日までの、土曜日、日曜日及び休日を除く毎日。

　　　　午前９時から午後５時まで

（２）　交付場所

　　　　５の場所

（３）　交付方法

　　　　１者につき、１部を無料で、直接交付する。（郵送、ファクシミリ等による交付は行わない。）

７　参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

（１）　提出期限

　　　　平成３０年８月２４日午後５時（平成３０年８月６日から平成３０年８月２４日までの、土曜日、日曜日及び休日を除く毎日。午前９時から午後５時まで）

（２）　提出場所

　　　　５の場所

（３）　提出方法

　　　　持参又は郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）すること。ただし、郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

８　技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

（１）　提出期限

　　　　平成３０年１０月１０日午後５時（受付期間は、平成３０年９月１１日から平成３０年１０月１０日までの、土曜日、日曜日及び休日を除く毎日。午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで）

（２）　提出場所

　　　　５の場所

（３）　提出方法

　　　　持参又は郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）すること。ただし、郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

９　その他

（１）　手続きにおいて使用する言語及び通貨

　　　　日本語及び日本国通貨に限る。

（２）　費用負担

　　　　参加表明書及び技術提案書の作成及び提出（ヒアリングへの対応を含む）に関連して必要となる経費については、各参加表明及び技術提案者の負担とする。

（３）　契約保証金

　　　　医療局財務規程第202条、第203条及び第204条の規定による。

（４）　契約書作成の要否

　　　　要

（５）　関連情報を入手するための照会窓口

　　　　５に同じ。

（６）　技術提案書に関するヒアリング

　　　　行う。

（７）　その他

　　　　詳細は参加説明書による。

10　様式等

（１）　参加表明書（様式１）

（２）　参加表明書添付書類（様式２～３）

（３）　技術提案書（様式４）

（４）　技術提案書添付書類（様式５～１０）

（５）　質問書（様式１１）